

大阪府資料

PCB廃棄物の処分に係る 実務の概要について

令和5年5月

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課 排出者指導グループ

目次

第1章	PCB廃棄物について（確認方法）	p.3
第2章	PCB特措法について（処分期限・禁止事項）	p.19
第3章	PCB廃棄物の保管について	p.23
第4章	PCB特措法に基づく届出について	p.28
第5章	PCB廃棄物の処分手順について	p.33

PCBとは

《性質》

- 水に極めて溶けにくい、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質
- 熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定している

《用途》

- 電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙など様々な用途で利用


《毒性》

- 昭和43年にカネミ油症事件が発生、毒性が社会問題化
- 発がん性、目や口の腔粘膜異常、ニキビ状の吹出物、皮膚の黒ずみ



現在は製造・輸入・使用原則禁止

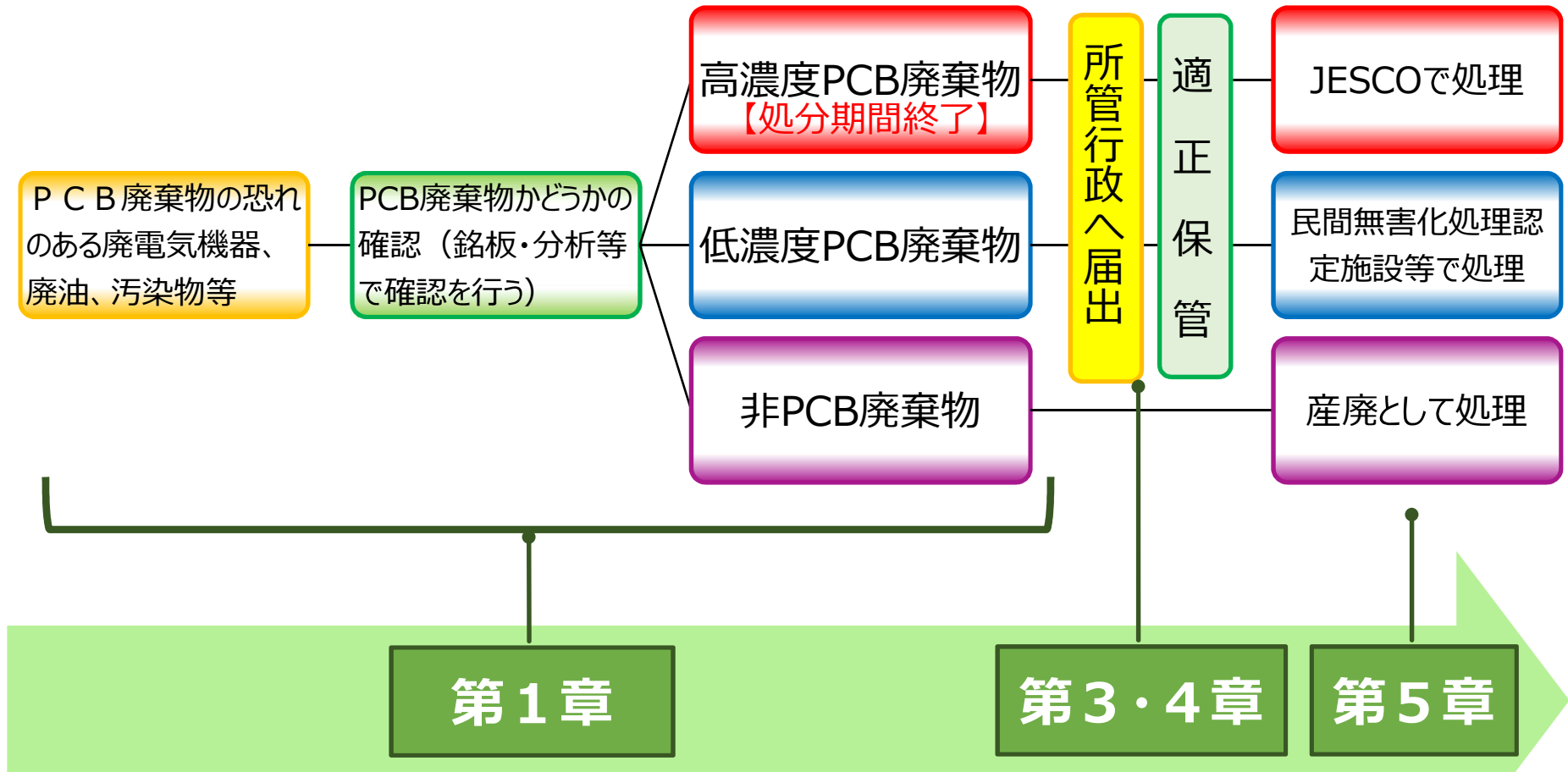
PCB廃棄物 処理 経緯

- 
- 昭和43年 カネミ油症事件 PCBの毒性により西日本を中心に食中毒が発生
- 昭和47年 行政指導により製造中止、回収等の指示（保管の義務）
- 昭和49年 化審法※¹により製造・輸入・使用原則禁止
- 平成13年 スtockホルム条約（日本は平成14年8月に締結）
PCB特別措置法※²の制定（保管届出の義務）
- 平成18年 高濃度PCB廃棄物について、
中間貯蔵・環境安全事業(株)（略称:JESCO）大阪PCB処理事業所の操業開始
- 平成23年 低濃度PCB廃棄物について、
無害化処理認定施設（民間事業者）での処理が開始
- 平成27年 JESCO北九州PCB処理事業所の近畿ブロックPCB廃棄物受入開始
- 平成28年 PCB特別措置法の一部を改正する法律が施行
- 令和3年 高濃度PCB廃棄物の処分期間終了
3月末

※ 1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

※ 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

PCB廃棄物 処分 流

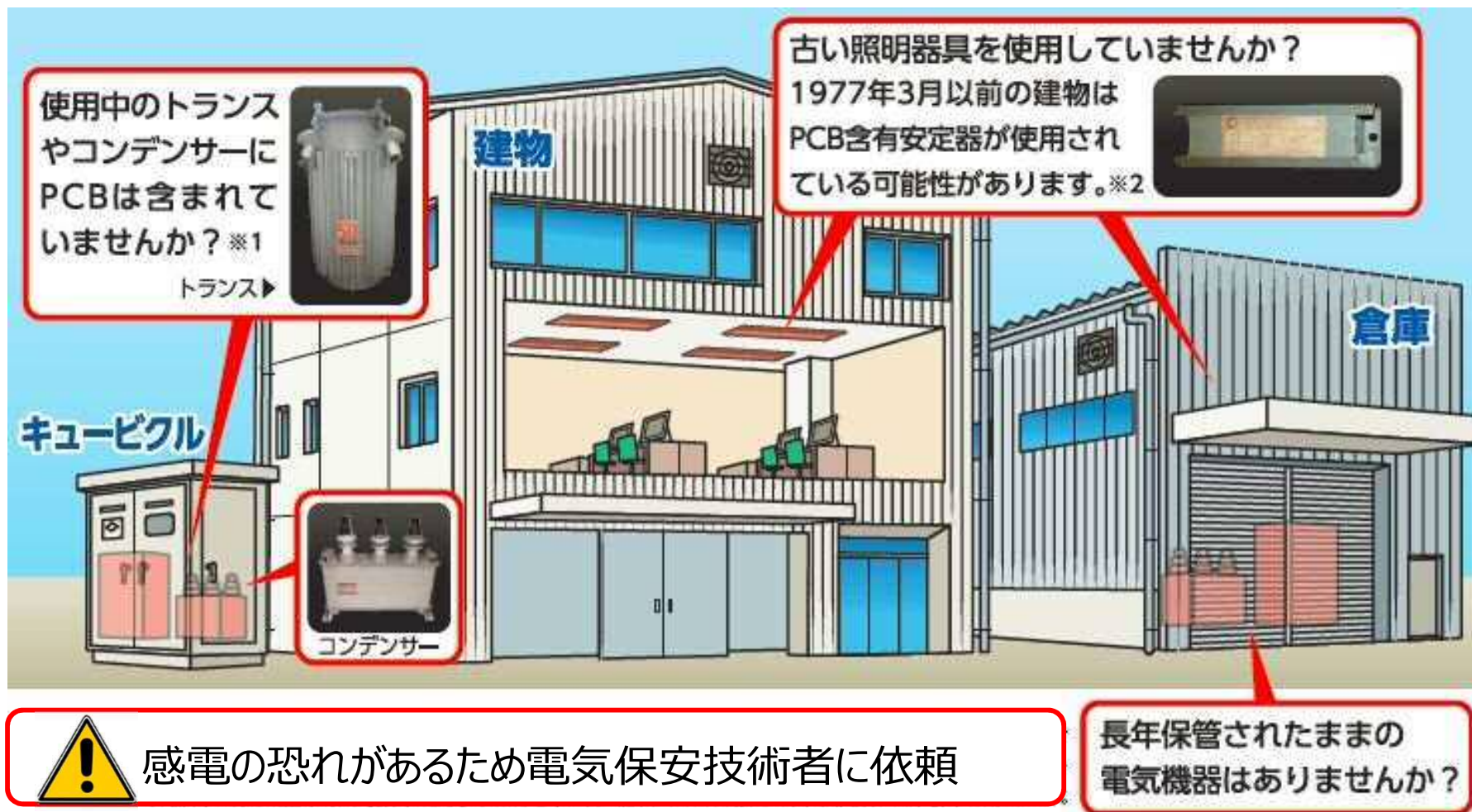


高濃度PCB処分期間以降 手続



- 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月末まで。
 - 高濃度PCB廃棄物の処分期間は令和3年3月末で終了しました。
万一、高濃度PCB廃棄物が事業所内等で発見された場合は、
至急大阪府までご連絡ください。
- ※高濃度PCB廃棄物の処分については、中小企業や個人の方々を
対象とした処理料金の軽減制度があります。
- ※大阪府連絡先：06-6210-9583（ダイヤルイン）

PCB使用機器・PCB廃棄物のある場所



PCB廃棄物の分類と代表的なもの

高濃度PCB廃棄物

①高圧トランス・コンデンサ類

高圧トランス、高圧コンデンサ、リアクトル、節電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断機、整流器等

②安定器、照明用コンデンサ

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

③PCB汚染物（高濃度）

低濃度PCB廃棄物

①低濃度PCB汚染廃電気機器等

トランス・コンデンサ等、再生油使用柱上トランス、OFケーブル

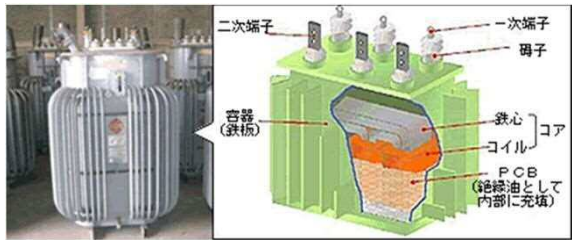
②PCB汚染物（低濃度）、低濃度PCB含有廃棄物

廃油、ウエス、汚泥、感圧複写紙等

第1章 PCB廃棄物について

PCB廃棄物 具体例（製造年 目安）

《トランス》



昭和28年から
(1953年)

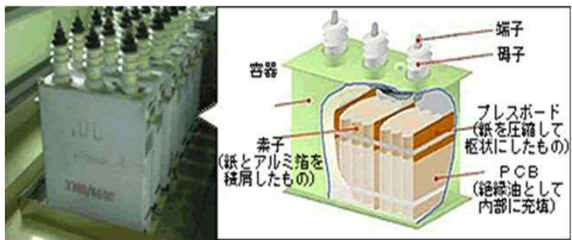
昭和47年まで
(1972年)

平成6年から
→ (1994年)



※絶縁油の入替等が行われていない場合に限る

《コンデンサ》



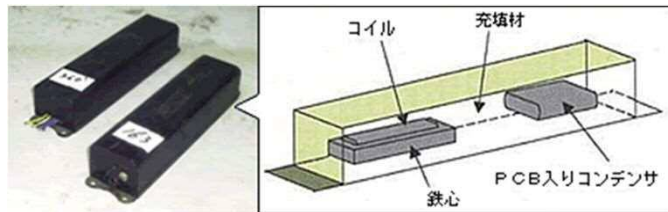
昭和28年から
(1953年)

昭和47年まで
(1972年)

平成3年から
→ (1991年)



《安定器》



昭和32年1月から 昭和47年8月まで
(1957年) (1972年)



※1:ニチコン製のコンデンサーについては、平成16年3月以前のもものは、PCB混入の有無の確認が必要です。

※2:富士電機製の一部の機器については、平成6年3月までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。

高濃度PCB廃棄物の定義と確認方法

《定義》 PCBが意図的に使用された電気機器等

- PCB原液が廃棄物となったもの
- PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、当該廃棄物の重量に占める当該廃棄物に含まれているPCBの重量の割合が、**0.5%**を超えるもの
- PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、PCBを含む分に含まれているPCBの割合が**1kgにつき5,000mg**を超えるもの
(**可燃性汚染物は100,000mg/kgを超えるもの**)

《確認方法》 機器に取り付けられた銘板から確認

- 製造メーカーのウェブサイト
- 製造メーカーに直接問い合わせ 等



感電の恐れがあるため電気主任技術者等に依頼して下さい

銘板からの確認

《トランス・コンデンサ》



取り付け位置は、機器の側面または上面などにあります

✓ 製造年を確認

昭和47年以前に製造された機器はPCBが使用されている可能性あり

✓ メーカー・型式・表示記号等を確認

読み取った情報を照らして、メーカー・（一社）日本電機工業会のHPにある一覧表等をもとに、高濃度PCBか判断するか、製造者に問合せ



《参考》（一社）日本電機工業会

<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/gaiyou.html>



高濃度PCBの確認に分析測定は必要はありません

※メーカーがPCB不含有を証明できない場合、低濃度PCBの確認のため分析測定が必要になります

第1章 PCB廃棄物について（高濃度PCB廃棄物の確認方法）

銘板からの確認

《安定器》

取り付け位置は、機器本体に内蔵、または取付台などにあります

✓ 種類を確認

蛍光灯安定器（業務用）・水銀灯安定器・低圧ナトリウム灯安定器にPCB使用の可能性あり

✓ 製造年を確認

昭和32年1月から昭和47年8月までの安定器にPCB使用の可能性あり

✓ メーカー・型式・表示記号等を確認

読み取った情報をもとに、メーカー・（一社）日本照明工業会のHPを参照して判断するか、製造者に問合せ



《参考》（一社）日本照明工業会

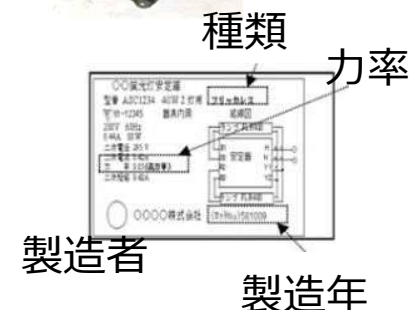
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

JESCO（容易にPCB不使用安定器を判別する方法）

<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（照明器具のPCB使用安定器調査動画）

<https://youtu.be/y7bUmok4bnM>



メーカー見解書等の確認


メーカー見解書等でPCB不含有を確認するときは、記載内容を最後まで確認してからご対応下さい

メーカー見解書

ご照会品には、不燃性油（PCB油）は使用しておりません。
.....
.....
.....

「製造時に意図的にPCBを使用したものではない」という意味
「微量のPCBが混入している可能性がない」とは言っていません

PCBの低濃度混入の可能性を前提とした取扱いをお願いします。

POINT  メーカーから「出荷時のPCB不含有を証明できない」と回答されたものやメーカー納入後の絶縁油の補充・入替情報が不確かなものは、低濃度PCBの確認のため分析測定が必要になります

 微量PCBの混入の可能性があれば分析が必要

低濃度PCB廃棄物の定義

《定義》

- PCBを使用していないとする電気機器等で、PCBが非意図的に混入したもの
- 絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg超、5,000mg/kg以下のPCB廃棄物
 - ※可燃性汚染物は、PCB濃度100,000mg/kg以下
- 低濃度PCB油が付着又は染み込んだ容器やウエス等のPCB汚染物も含む



POINT

絶縁油以外のPCB汚染物についての
低濃度PCB廃棄物の該当性の判断基準と分析方法は
環境省のHPをご確認下さい



《参考》 環境省（低濃度 PCB 汚染物の該当性の判断基準について）

<https://www.env.go.jp/recycle/recycle/1910111.pdf>

PCB濃度 分析測定



POINT

（一社）日本電機工業会のHPから分析業者
を選定し、分析を依頼して下さい



《参考》（一社）日本電機工業会（PCB検査機関のご案内）

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-2.html

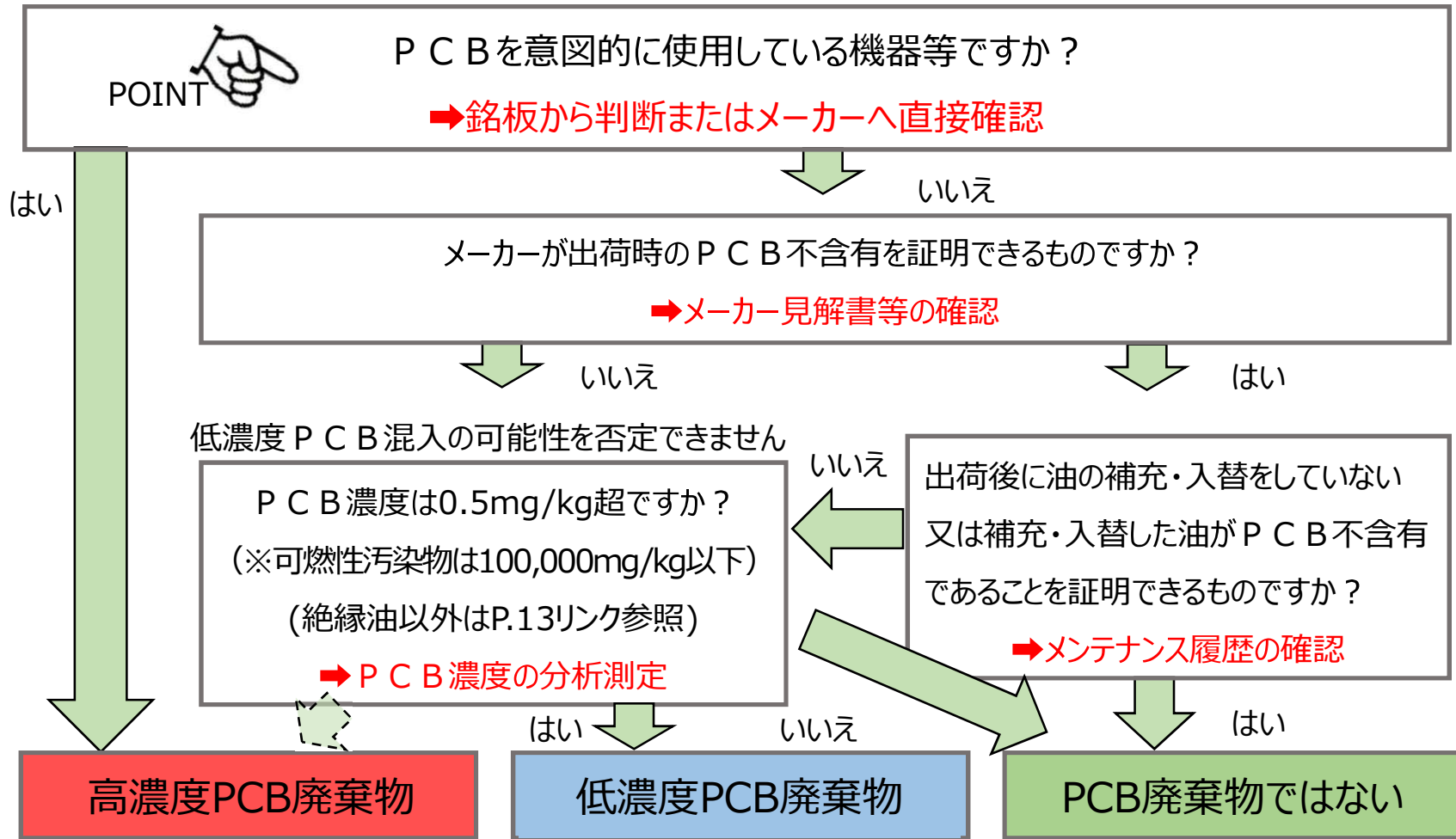
《注意事項》

- 絶縁油の抜き取り時に穿孔した場合は、穴をふさぐ措置がされたことを確認してください。なお、穿孔すると機器の使用はできなくなり、劣化に伴う保管中の漏れの危険性が高くなります
- 分析により検体がPCBと判定された場合、検体採取等で使用した機材（スポイト・ウエス等）はPCB汚染物です
- コンデンサー等の絶縁油封じ切りの機器や小型の変圧器等では、確実に高濃度PCB廃棄物に該当しないことが銘板情報等から確認できれば、分析値がなくても、低濃度PCB廃棄物とみなして処分が可能です。



処分計画をたててから分析を行って下さい

PCB廃棄物の確認方法（手順のまとめ）



※コンデンサー等の絶縁油封じ切りの機器や小型の変圧器等では、確実に高濃度PCB廃棄物に該当しないことが銘板情報等から確認できれば、分析値がなくても、低濃度PCB廃棄物とみなして処分が可能です。 16

その他のPCB廃棄物

《PCB含有塗料》

- PCBを可塑剤として使用した塗料（塩化ゴム系）で昭和41年（1966年）から昭和47年（1972年）1月までに製造されたもの
 - 鋼製橋梁、洞門、排水機場、鋼製タンク（石油貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク）、水門・鉄管の鋼構造物、船舶の塗膜で確認されています
- ⇒環境省のPCB含有塗膜調査にご協力をお願いします



《参考》環境省（PCBを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について）

https://www.env.go.jp/recycle/recycle/poly/law/mat01_3.pdf

その他のPCB廃棄物

《 X線発生装置等の非自家用電気工作物》

- X線発生装置、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）の制御盤に高濃度PCB含有コンデンサ・絶縁油が使用されている可能性あり
- 昭和55年（1980年）までに製造・販売されたもの
（昭和55年以降に交換したものには高濃度PCBはない）



《参考》（一社）日本画像医療システム工業会

<http://www.jira-net.or.jp/info/pcb.html>

（一社）日本検査機器工業会

<https://www.jima.jp>

（一社）日本分析機器工業会

<https://www.jaima.or.jp/jp/about/activities/pcb/>

（一社）日本溶接協会 電気溶接部会

<http://www.jwes.or.jp/mt/senmon/de/archives/2020/06/pcb.html>

PCB廃棄物保管者に課される主な規制

- PCB廃棄物保管者は、PCB廃棄物を**自らの責任において**确实かつ適正に処理しなければならない。（第3条）
- PCB廃棄物保管者は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を**所管行政※**に届け出なければならない。（第8条）

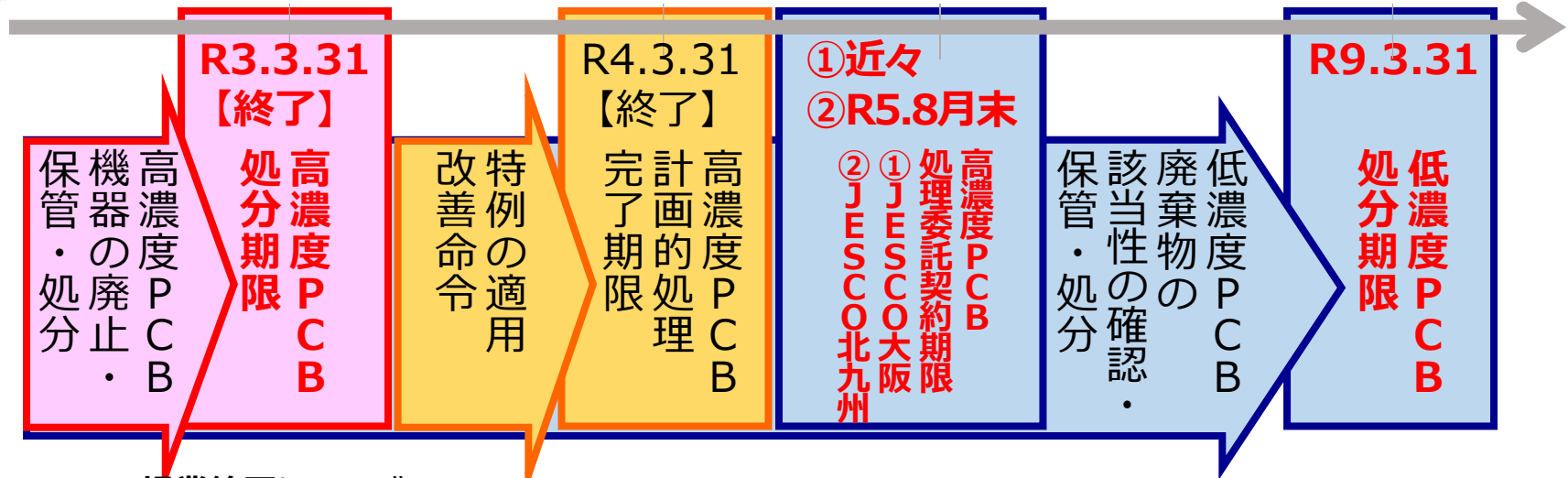
※ 大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市は各市長。
堺市を除く泉州地域は大阪府泉州農と緑の総合事務所長
それ以外の大阪府内は大阪府知事に届出が必要

- PCB廃棄物保管者は、**政令で定める期間内に**、PCB廃棄物を自ら処分し、又は**処分を他人に委託しなければならない**。（第10条）
- 何人も、環境省令で定める場合のほか、**PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない**。（第17条）

PCB廃棄物の処分期限



低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までに必ず処分を完了して下さい。



《JESCOの操業終了について》

- 安定器・汚染物等の処分施設であるJESCO北九州PCB処理事業所の操業終了が決まり、搬入荷姿登録の期限がR5.7月末、処理委託契約の期限がR5.8月末までとされました。
- 変圧器やコンデンサー等の処理施設であるJESCO大阪PCB処理事業所の操業停止も迫っており、今後、機器登録、処理委託契約等の期限が決まれば、JESCOのホームページに掲載される予定です。
⇒安定器・汚染物等の処理スケジュール：<https://www.jesconet.co.jp/content/000011993.pdf>

《特例》

- 既に計画的に処分を進めてきた事業者については令和4年3月末までの処分が認められる場合があります

《罰則等について》

- 環境大臣又は都道府県知事は、期限を定めて、高濃度PCB廃棄物の処分 その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（改善命令）。
- 改善命令に違反した場合は、三年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

PCB廃棄物の移動の制限

高濃度PCB廃棄物は、**保管場所の変更に制限があります**

PCB廃棄物（低濃度を含む）を移動する場合は

下記に該当する場合のみ、変更が可能

（移動前に計画書の提出と、移動後10日以内に保管場所の変更届の提出が必要⇒p.32参照）

① 下記区域内での保管場所の変更

廃PCB等及び廃変圧器等 （JESCO大阪PCB処理事業 所で処理できるもの）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
上記以外の高濃度PCB廃棄物 （JESCO北九州PCB処理事 業所で処理できるもの）	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② 届け出た保管の場所において确实かつ適正に当該高濃度PCB廃棄物を保管することができなくなったこと及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を确实かつ適正に保管することができる場所に保管の場所を変更することについて、環境大臣の確認を受けた場合

PCB廃棄物の譲り渡しの禁止

譲り渡し及び譲り受けは、原則、禁止されています

なお、相続や合併又は分割（PCB保管事業を承継させるものに限る）の場合の承継は認められています（届出必要）



撤去工事の際、（建設廃棄物として）

PCB廃棄物の処分を元請業者に頼むことはできません



◎解体工事に係るPCB廃棄物の取り扱いについて（詳細）
【解体工事を行う際の注意点について】

http://www.pref.osaka.jp/jigyoshohido/pcb/kaitai_pcb.html

PCB廃棄物の保管方法

PCB廃棄物は廃棄物処理法※上の「特別管理産業廃棄物」に指定

- ① **特別管理産業廃棄物管理責任者**の設置が必要
- ② 特別管理産業廃棄物の**保管基準**に従って保管
- ③ 特別管理産業廃棄物保管場所であることの**表示（掲示板）**が必要

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律



廃棄物処理法に従い、
特別管理産業廃棄物管理責任者のもとで
適正に保管してください

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処分に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません



(公社)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習を修了することで資格を取得することができます

(公社)大阪府産業資源循環協会のHPで申込方法や講義日程の確認が可能です



《参考》(公社)大阪府産業資源循環協会

<http://www.o-sanpai.or.jp/workshop/about01.html>

《罰則等について》

この義務に違反すると、30万円以下の罰金に処されます

特別管理産業廃棄物保管基準

《PCB廃棄物の場合》

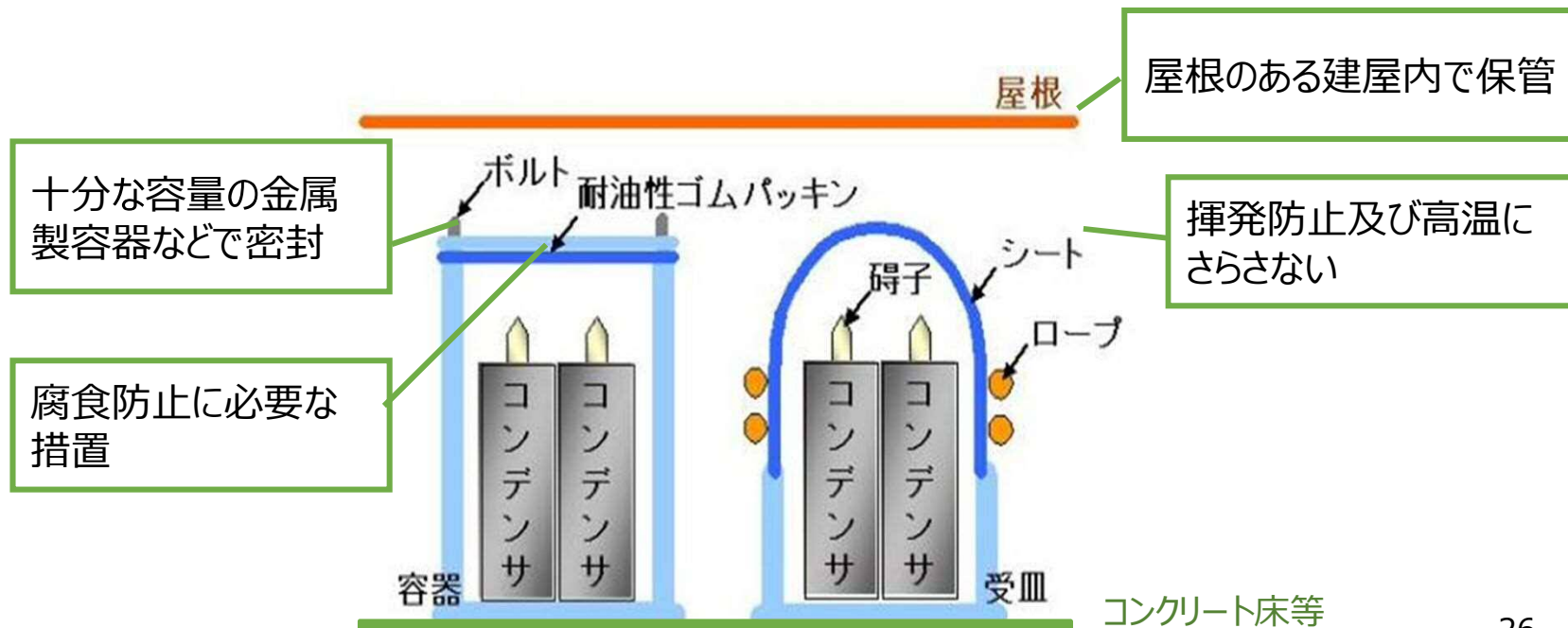
- 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
- PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のための措置が講じられていること
- 保管場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- PCB廃棄物に他の物が混入する恐れのないように仕切りを設ける等の必要な措置が講じられていること
- PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために、必要な措置が講じられていること
- PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること

《罰則等について》

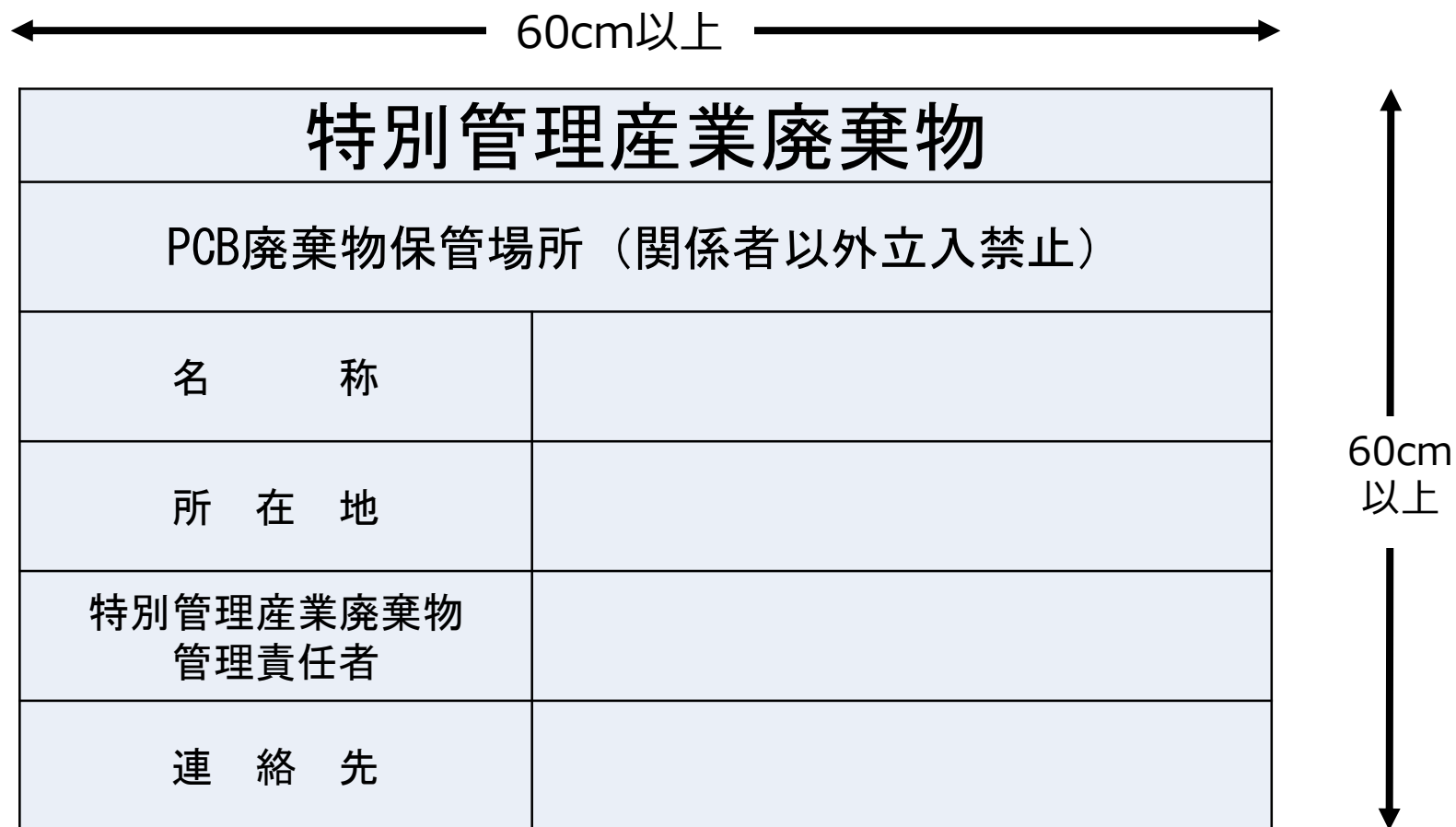
基準に適合していない場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます

保管方法 具体例

- ✓ 周囲に囲いを設ける
- ✓ 必要事項を記載した掲示板を設ける
- ✓ 誤処分・紛失防止のためPCB含有のラベル表示を貼り付ける
- ✓ 飛散、流出、地下浸透しない措置をする



掲示板 具体例



特管産廃保管場所の法定表示項目（参考）・・・施行規則第8条
（イ）特管産廃の保管場所である旨、（ロ）保管する特管産廃の種類、
（ハ）保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、等

第4章 PCB特措法に基づく届出について

提出先と提出方法

PCB特措法に基づく各届出を行う必要があります
ただし、電気事業法に基づく電気工作物は、同法に基づき中部・近畿産業保安
監督部へ届出を行ってください



POINT

様式・記入要領は大阪府ホームページからダウンロードできます

《届出書の提出先》

保管事業場所在地の所管行政に提出して下さい

大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・ 枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市	各政令市の市長宛
堺市を除く泉州地域	大阪府泉州農と緑の総合事務所長宛
それ以外の大阪府内	大阪府知事宛

《提出方法》

窓口・郵送・電子申請で提出

(返信用封筒による副本の返送は行っていません)

届出の種類

PCB廃棄物を保管しているとき

⇒①PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

全ての高濃度/低濃度PCB廃棄物の処分委託契約を締結したとき

⇒②PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書

PCB廃棄物の保管場所を変更する場合

⇒③保管場所の変更届（事前の移動計画書を求める場合があります）

PCB廃棄物保管者/ PCB使用製品所有者の地位を承継した場合

⇒④承継届出書

届出の提出時期と添付書類

①PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書

- **毎年** 4月1日から**6月30日まで**に提出が必要
- ただし新たにPCB廃棄物が見つかった場合は速やかに届出が必要

対象	提出書類
前年度にPCB廃棄物を保管していた事業者	届出書
新規届出または保管状況に変化があった事業者	届出書 及び 保管状況が分かる写真
前年度中にPCB廃棄物を委託処分した事業者	届出書 及び マニフェストD票の写し又はE票の写し

- 届出の内容は、PCB特別措置法の規定により、所管の府又は市において、公表しています
(PCB特措法 第9条)

届出の提出時期と添付書類

②PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書

PCB廃棄物及びPCB使用製品について、下記のいずれかに該当する場合は、所管の府市の担当課へ届出書を提出しなければなりません

- 保管している全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合
⇒処分を委託した日（処分の委託契約日）から**20日以内**
- 保管している全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終了した場合
⇒処分を委託した日（処分の委託契約日）から**20日以内**

委託契約書写し（契約締結日がわかるページ）を添付してください。
なお、次年度6月30日までに、①の届出書の提出が必要です

届出の提出時期と添付書類

③保管場所の変更届

PCB廃棄物の保管場所を変更する場合（保管場所の変更制限に注意！）
⇒**移動後10日以内**に保管場所の変更届を提出して下さい
変更届以外に提出が必要な書類は以下の通りです。

	自ら運搬する場合	委託する場合
移動前	事前相談のうえ、移動計画書	事前相談
移動後	点検記録簿、変更後の保管場所の写真、保管状況届出書の写し（移動元が大阪府所管外の場合）	運搬委託契約書の写しとマニフェストB票の写し、変更後の保管場所の写真、保管状況届出書の写し（移動元が大阪府所管外の場合）

④承継届出書

PCB廃棄物保管者/ PCB使用製品所有者の地位を承継した場合
⇒**承継後30日以内**に提出して下さい

PCB廃棄物の処分施設

PCB廃棄物は濃度により処理委託先が異なります

《高濃度PCB廃棄物》

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）



《参考》 JESCO

<https://www.jesconet.co.jp/>

《JESCOの操業終了について》

- 安定器・汚染物等の処分施設であるJESCO北九州PCB処理事業所の操業終了が決まり、搬入荷姿登録の期限がR5.7月末、処理委託契約の期限がR5.8月末までとされました。
- 変圧器やコンデンサー等の処理施設であるJESCO大阪PCB処理事業所の操業停止も迫っており、今後、機器登録、処理委託契約等の期限が決まれば、JESCOのホームページに掲載される予定です。
⇒安定器・汚染物等の処理スケジュール：<https://www.jesconet.co.jp/content/000011993.pdf>

《低濃度PCB廃棄物》

無害化処理認定施設等



《参考》 環境省（廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設）

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

JESCOへの処理委託

《JESCOの事業概要》

国等の委託を受けて行う中間貯蔵事業と、旧日本環境安全事業株式会社の実施していたPCB廃棄物処理事業を行う、政府全額出資の特殊会社

全国5か所に処理施設を設置（室蘭市・東京都・豊田市・大阪市・北九州市）

近畿エリアの高濃度PCB廃棄物は大阪PCB処理事業所と北九州PCB処理事業所で受け入れ



第5章 PCB廃棄物の処分手順について（高濃度PCB廃棄物）

JESCOへの処理委託

廃棄物の種類や重量により受入事業所が決まっています
処分を委託するには受入事業所ごとに**事前の登録が必要**です

	大阪PCB処理事業所	北九州PCB処理事業所
受入品目	3kg以上のトランス類・コンデンサ類、PCB油	安定器等・小型電気機器（3kg未満）・汚染物
登録	機器等登録	搬入荷姿登録
	「PCB機器等調査票」に記入・捺印・写真添付	「予備登録調査票・搬入荷姿登録調査票」に記入、捺印、写真添付



調査票・記入要領はJESCOホームページからダウンロードできます



《参考》JESCO（処理申込の手続きについて）

https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

《JESCOの操業終了について》

- 安定器・汚染物等の処分施設であるJESCO北九州PCB処理事業所の操業終了が決まり、搬入荷姿登録の期限がR5.7月末、処理委託契約の期限がR5.8月末までとされました。
- 変圧器やコンデンサー等の処理施設であるJESCO大阪PCB処理事業所の操業停止も迫っており、今後、機器登録、処理委託契約等の期限が決まれば、JESCOのホームページに掲載される予定です。

⇒安定器・汚染物等の処理スケジュール：<https://www.jesconet.co.jp/content/000011993.pdf>

無害化処理認定施設等への処理委託

低濃度PCB廃棄物は民間無害化処理認定施設等で処分を行います

- 環境大臣による無害化処理認定を受けた者（全国31社、令和5年2月現在）
- 都道府県知事による許可を受けた者（2社）

廃棄物の種類（廃油・トランス・コンデンサ・汚染物等）から、許可を持つ処理施設を選定して下さい

可燃性汚染物のうちPCB濃度100,000ppmまで受入可能な施設も環境省の同サイトに記載されています



《参考》環境省（廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設）

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

保管場所から処分先へ運搬

《収集運搬委託契約》

積む場所と降ろす場所のPCBを運ぶ許可を持った業者に委託してください。

高濃度の場合、更にJESCOへの入門許可のあるPCB廃棄物収集運搬許可業者に委託する必要があります。



《参考》JESCO（収集運搬について）

https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_04.html

《運搬の確認》

保管場所から搬出を行う際は、マニフェストの受け渡しと立会いを行って下さい。

PCB廃棄物が処分場で処分されてから処理完了を示すマニフェストD票がPCB廃棄物を保管していた方へ郵送されます。

処理料金 軽減制度

中小企業や個人の方々が保管する高濃度PCB廃棄物の処理費用について、軽減制度の適用があります。適用を受ける場合はJESCOへ申請が必要です。

● 軽減される額

- | | | |
|-------------------------|------|------------------|
| 1. 中小企業者等 | 処分費用 | の <u>44%</u> を助成 |
| | 運搬費用 | の <u>0%</u> を助成 |
| 2. 非保管事業者 ^{※1} | 処分費用 | の <u>95%</u> を助成 |
| | 運搬費用 | の <u>95%</u> を助成 |

※1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条第5項に規定する保管事業者に該当しない中小企業者等については95%軽減されます。

※2 運搬費用の助成額に「消費税及び地方消費税」は含みません。

申請方法及び軽減制度の適用の基準等についての詳細は、JESCOへお問い合わせください。



《参考》JESCO（中小企業者向けの割引） 「JESCO」「軽減」で検索
https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

その他の支援制度

日本政策金融公庫

環境・エネルギー対策資金（国民生活事業、中小企業事業）の融資対象



《参考》 日本政策金融公庫：

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html

補足資料

問合せ窓口

電気事業法に基づく届出		
経済産業省	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	(電話) 06-6966-6048 (FAX) 06-6966-6092
高濃度PCBの処分委託		
登録についての窓口		
JESCO東京本社	PCB処理営業部 登録担当	(電話) 03-5765-1935
	(書類郵送先) 〒105-0014 東京都港区芝一丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館3階)	
処理の時期や契約方法等についての窓口		
JESCO北九州PCB処理事業所	営業課 近畿・東海エリア分室	(電話) 06-6575-5585
	〒552-0007 大阪市港区弁天一丁目2番30号 (オークプリオタワーオフィス7階702号室)	
JESCO大阪PCB処理事業所	営業課	(電話) 06-6575-5575
	〒552-0007 大阪市港区弁天一丁目2番30号 (オークプリオタワーオフィス7階701号室)	

補足資料

問合せ窓口

PCB特別措置法に基づく届出(政令市以外)		
大阪市	環境局環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ	(電話) 06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部 環境対策課	(電話) 072-228-7476
豊中市	環境部 環境指導課	(電話) 06-6858-3070
吹田市	環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ	(電話) 06-6384-1799
高槻市	市民生活環境部 資源循環推進課	(電話) 072-669-1886
枚方市	環境部 環境指導課	(電話) 050-7102-6015
八尾市	環境部 循環型社会推進課	(電話) 072-924-3772
寝屋川市	環境部 環境保全課	(電話) 072-824-1021
東大阪市	環境部 産業廃棄物対策課	(電話) 06-4309-3207
PCB特別措置法に基づく届出(政令市以外)		
大阪府 (咲洲庁舎)	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 排出者指導グループ	(電話) 06-6941-0351 (直通) 06-6210-9583
(泉州農と緑の総合事務所)	環境指導課	(電話) 072-437-2530

補足資料

無害化処理認定施設

★処理施設の一覧の詳細については、環境省ホームページで確認してください。 (令和5年2月現在)

環境大臣が認定した無害化処理認定施設				処理を行う廃棄物の種類 (低濃度PCB含有廃棄物)			
				廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
1	光和精鉱(株)	福岡県北九州市 093-872-2100	焼却	○	○	○	○
2	(株)クレハ環境 【収集運搬有】	福島県いわき市 0246-63-1231	焼却	○	○	◎	○
3	エコシステム秋田(株)	秋田県大館市 0186-46-1500	焼却	○	○	◎	○
4	神戸環境クリエート(株)	兵庫県神戸市 078-651-5060	焼却	○	—	◎	○
5	(株)富山環境整備 【収集運搬有】	富山県富山市 076-469-5356	焼却	○	○	◎	○
6	(株)富士クリーン 【収集運搬有】	香川県綾歌郡 087-878-3111	焼却	○	○	○	○
7	(株)ジオレ・ジャパン(旧:関電ジオレ(株))	兵庫県尼崎市 06-6411-3690	焼却	○	—	—	—
8	三光(株) 【収集運搬有】	鳥取県境港市 0859-44-5367	焼却	○	○	○	○

※◎は、汚染物のPCB濃度が5,000mg/kgを超え、100,000mg/kg以下のPCB汚染物（金属くず等を除く）を処理できる施設として認定された施設。

補足資料

無害化処理認定施設

(令和5年2月現在)

環境大臣が認定した無害化処理認定施設				処理を行う廃棄物の種類（低濃度PCB含有廃棄物）			
				廃油	トランス・ コンデンサ等	その他 汚染物	処理物
9	杉田建材(株) 【収集運搬有】	千葉県市原市 0436-96-1311	焼却	○	○	○	○
10	J&T環境(株) (旧：JFE環境(株))	神奈川県横浜市 045-505-7949	焼却	○	—	○	○
11	群桐エコロ(株) (旧：(株)エコロジスタ) 【収集運搬有】	群馬県太田市 0276-55-0500	焼却	○	○	○	○
12	環境開発(株) 【収集運搬有】	石川県金沢市 076-244-3132	焼却	○	—	○	○
13	オオノ開発(株) 【収集運搬有】	愛媛県東温市 089-976-1234	焼却	○	○	○	○
14	J×金属苫小牧 ケミカル(株)	北海道苫小牧市 0144-56-0231	焼却	○	○	○	○
15	(株)かんでんエン ジニアリング	滋賀県大津市ほか 06-6448-5711	洗浄	—	○	—	—
16	DINS関西(株) (旧：(株)GE)	大阪府堺市 072-243-6335	焼却	○	—	○	○

補足資料

無害化処理認定施設

(令和5年2月現在)

環境大臣が認定した無害化処理認定施設				処理を行う廃棄物の種類（低濃度PCB含有廃棄物）			
				廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
17	ユナイテッド計画 株【収集運搬有】	秋田県秋田市 018-877-3027	焼却	○	○	○	○
18	エコシステム小坂 株【収集運搬有】	秋田県鹿角郡 03-6847-7011	焼却	—	—	○	○
19	北電テクノサー ビス株	富山県射水市ほか 076-442-4818	洗浄	—	○	—	—
20	ゼロ・ジャパン 株	青森県八戸市ほか 03-5381-1233	分解 洗浄	○	○	—	—
21	三池製錬株	福岡県大牟田市 0944-53-7262	焼却	—	—	◎	○
22	日重環境株 (旧赤城鉱油株) 【収集運搬有】	群馬県みどり市 0277-73-0194	焼却	○	○	○	○
23	東芝環境ソ リューション株	秋田県秋田市ほか 044-331-7723	分解 洗浄	○	○	—	—

※◎は、汚染物のPCB濃度が5,000mg/kgを超え、100,000mg/kg以下のPCB汚染物（金属くず等を除く）を処理できる施設として認定された施設。

補足資料

無害化処理認定施設

(令和5年2月現在)

環境大臣が認定した無害化処理認定施設				処理を行う廃棄物の種類（低濃度PCB含有廃棄物）			
				廃油	トランス・コンデンサ等	その他汚染物	処理物
24	(株)太洋サービス 【収集運搬有】	静岡県浜松市 053-447-4640	焼却	○	○	○	○
25	(株)電力テクノシステムズ	香川県坂出市ほか 044-967-0151	洗浄	—	○	—	—
26	九電産業(株)	福岡県北九州市ほか 092-761-4463	洗浄	—	○	—	—
27	東京鐵鋼(株)	青森県八戸市 0178-28-9191	焼却	○	○	○	○
28	エコシステム千葉(株)【収集運搬有】	千葉県袖ヶ浦市 0438-60-7175	焼却	○	○	○	○
29	北海道電力ネットワーク(株)	北海道苫小牧市 011-251-1123	洗浄	—	○	—	—
30	(株)イオン	福島県須賀川市 0248-73-2454	洗浄	—	○	—	—
31	日本製紙勿来クリーンセンター株式会社 【収集運搬有り】	福島県いわき市 0246-65-3111	還元熱化学分解			◎	

※◎は、汚染物のPCB濃度が5,000mg/kgを超え、100,000mg/kg以下のPCB汚染物（金属くず等を除く）を処理できる施設として認定された施設。

補足資料

無害化処理認定施設

(令和5年2月現在)

都道府県知事が許可した無害化処理認定施設				処理を行う廃棄物の種類（低濃度PCB含有廃棄物）			
				廃油	トランス・ コンデンサ等	その他 汚染物	処理物
1	エコシステム山 陽(株)	岡山県久米郡 0868-62-1341	焼却	○	○	◎	○
2	三重中央開発(株)	三重県伊賀市 0595-20-1631	熔融 燃焼	○	—	○	○

※◎は、汚染物のPCB濃度が5,000mg/kgを超え、100,000mg/kg以下のPCB汚染物（金属くず等を除く）を処理できる施設として認定された施設。